# 第4期宮城県がん対策推進計画 一概要版一

# 第1章 宮城県がん対策推進計画の策定

# 第1節 策定の趣旨

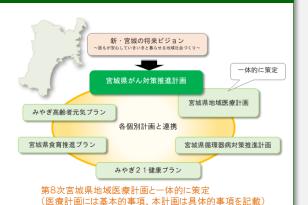
- ・がんは死因第1位であり、県民の生命と健康に重大な影響を及ぼ す問題であることから、本県のがん対策を総合的かつ計画的に推 進するために策定
- ・第3期宮城県がん対策推進計画の評価を踏まえ、第4期宮城県 がん対策推進計画を策定

### 第2節 計画の位置づけ

- ・がん対策基本法第12条に基づく都道府県計画として位置付け
- ・各種個別計画と連携を図りながら、がん対策を推進

#### 第3節 計画の期間

令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間



# 第2章 がんを取り巻く現状

#### 第1節 人口の現状と将来

高齢者人口の増加に伴い、がんの罹患数及び死亡数も増加傾向

#### 第2節 がんの罹患、死亡等の状況

がんの年齢調整死亡率(75歳未満)は、全国値と同様に減少傾向 しかし、近年、全国平均よりわずかに高くなっており、都道府県順位 も伸び悩み

#### 第3節 がん医療の状況

- ・8つの拠点病院等があり、2次医療圏毎に質の高いがん医療 を提供できる拠点として機能。(うち、東北大学病院は、小児が ん拠点病院、がんゲノム医療中核拠点病院にも指定)
- ・拠点病院等で受診(診断)した割合は、県全体で約半数となっ ており、圏域によりその割合に差がある

#### 第4節 がん検診の状況

受診率は、全国と比較して高く、全てのがん検診において、国 の目標値50%を超えたが、第3期県計画の目標である「がん検 診受診率を70%以上」を達成したのは、肺がん検診のみ

# 第5節 がんの医療費の状況

県の総医療費のうちがんの医療費が占める割合は、循環器 疾患に次ぐ第2位となっている

(10 万人対	75歳未満の年齢調整死亡率と全国順位の推移							頂位)
90 -								⊤ 1
80 -								+
70 -								- 11
60 -		15				16		
50 -	25		24			111		- 21
40 -				26	26		26	
30 -								- 31
								-
20 -								
10 -		-	-11					41
	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	41
10 - 0 -	H27 78.0	H28 76.1	H29 73.6	H30 71.6	R1 70.0	R2 69.6	R3 67.4	41
10 -								41

二次医療圏	病院名	指定区分(R5年度時点)		
仙南	みやぎ県南中核病院	地域がん診療病院		
	宮城県立がんセンター	都道府県がん診療連携拠点病院		
仙台	東北大学病院	都道府県がん診療連携拠点病院 小児がん拠点病院 がんゲノム中核医療拠点病院		
	東北労災病院	地域がん診療連携拠点病院		
	仙台医療センター	地域がん診療連携拠点病院		
	東北医科薬科大学病院	地域がん診療連携拠点病院		
大崎・栗原	大崎市民病院	地域がん診療連携拠点病院		
石巻・登米 ・気仙沼	石巻赤十字病院	地域がん診療連携拠点病院		

検診受診率	H22	H28	R4	第3期目標
胃がん	55.6%	61.2%	55.7%	
肺がん	68.5%	74.1%	71.9%	
大腸がん	52.0%	59.9%	59.9%	70%以上
子宮頸がん	53.2%	51.5%	53.8%	
乳がん	56.4%	59.6%	59.2%	

# 第3章 目指す宮城のすがた

#### 年齢調整死亡率の推移(県・全国)



#### 第1節 全体目標

6年間で年齢調整死亡率 (75歳未満)を12%減少

# 第2節 分野別目標

全体日標の下に分野別日標 を定め、これらの3本の柱に 沿った総合的ながん対策を 推進

#### 誰一人取り残さないがん対策を推進し、全ての県民とともに がんの克服と共生を目指す

### 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

がんを知り、がんを予防すること、がん検診による早期発見・早期治 療を促すことで、がん罹患率・がん死亡率の減少を目指す

#### 患者本位で持続可能ながん医療の提供

適切な医療を受けられる体制を充実させることで、がん生存率の向 上・がん死亡率の減少・全てのがん患者 及びその家族等の療養生活 の質の向 Fを目指す

### がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

がんになっても安心して生活し、尊厳を持って生きることのできる地域 共生社会を実現することで、全てのがん患者及びその家族等の療養生 活の質の向上を目指す

# 第4章 分野別施策

#### がん予防

### 第1節 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実

- 1 がんの一次予防
- ・喫煙率
- ・全国的に見て悪い ·塩分摂取量 (改善されず)
- ・予防可能ながんリスク因子 減少のための取組が必要
- 運動習慣
- 2 がんの早期発見、がん検診(2次予防)
- ・肺がん以外の受診率が目標未達成

- (1)喫煙(受動喫煙を含む)
- (2)その他の生活習慣
- (3)感染症対策
- (1)受診率向上対策
- (2)がん検診の精度管理等
- (3)科学的根拠に基づくがん検診の実施

#### 主な施策の方向性

- 〇みやぎ21健康プランに基づく生活習慣病予防の取組
- ○子宮頸がんワクチンの接種の促進
- 〇市町村のがん検診の実施と受診勧奨・再勧奨
- ○職場におけるがん検診の受診促進にかかる取組 ○宮城県生活習慣病検診管理指導協議会における
- 市町村への助言充実 ほか

【目標値】 がん検診受診率 70%以上 精密検査受診率 95%以上

#### がん医療

#### 第2節 患者本位で持続可能ながん医療の提供

- 1 がん医療の提供体制等
- ・仙台医療圏では、拠点病院等以外のがん診療 を行う病院で診療を受ける割合が多い
- ・医療従事者の不足、医療機関格差 ・生殖医療に関する情報、相談支援の体制整備
- 2 希少がん、難治性がん対策
- 3 小児がん及びAYA世代のがん対策
- 4 高齢者のがん対策
- 5 新規医薬品、医療機器及び医療技術 の速やかな医療実装

- (1)医療提供体制の均てん化・集約化
- (2)がんゲノム医療
- (3)手術療法、放射線療法、薬物療法
- (4)チーム医療
- (5)がんのリハビリテーション
- (6)支持療法
- (7)がんと診断された時からの緩和ケア
- (8)生殖機能温存療法

# 主な施策の方向性

- ○がん診療連携協議会を中心とした拠点病院以外の 医療機関を含めた役割分担の明確化・連携体制の 整備等の取組推進
- ○高度化するがん治療について知識・技術と臨床経験 を備える医療人材の適正な配置
- ○緩和ケアの提供体制の整備の推准
- ○生殖機能温存治療費等に係る治療費用の一部を 助成 ほか
- ○小児がん拠点病院を中心とした小児がん医療の 提供体制の整備推進
- ○成人移行期医療・長期フォローアップの推進
- ○拠点病院を中心とした医療機関及び介護施設等と の連携 ほか

#### がんとの共生

# 第3節 がんとともに尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築

- 1 相談支援及び情報提供
- ・がん相談窓口業務の更なる充実と周知
- 2 社会連携に基づく緩和ケア等のがん 対策·患者支援
- 3 がん患者等の社会的な問題へ対策
- ・がん治療に伴う外見の変化に対する苦痛の軽減
- 4 ライフステージに応じたがん対策

- (1)相談支援
- (2)情報提供
- (1)就労支援·両立支援
- (2)アピアランスケア
- (3)がん診断後の自死対策
- (4)その他の社会的な問題
- (1)小児·AYA世代
- (2)高齢者

# 主な施策の方向性

- ○拠点病院等のがん相談支援センター及びがん相談 窓口の利用促進
- ○ピア・サポーターが育成され、患者会やサロン等にて 活動できる体制の整備
- ○在宅における緩和ケアも含めた療養体制の整備
- ○治療と仕事との両立や就労に関する相談支援の推進 ○外見の変化に起因するがん患者の苦痛の軽減・相談
- 支援 ○がんに対する正しい知識の普及とがん患者への理解
- に対する普及啓発 ○学習を希望するがん患者への教育の機会の充実

#### 基盤

#### 第4節 これらを支える基盤の整備

- 1 全ゲノム解析等の新たな技術を含む更なるがん研究の推進
- 2 人材育成の強化
- 3 がん教育、がんに関する知識の普及啓発
- 4 がん登録の利活用の推進 5 患者・市民参画の推進
- 6 デジタル化の推進

#### 主な施策の方向性

- 宮城県がん診療連携協議会を中心とする専門的な人材の育成及び配置
- 学習指導要領に基づく児童生徒の発達段階に応じたがん教育の推進と 医師やがん患者・経験者等の外部講師の積極的な活用を推進
- 多様な患者・市民が参画できる仕組みの整備及び患者・市民参画に係る 啓発・育成の推進 ほか

# 第5章 がん対策の総合的かつ計画的な推進

- 1 がん患者を含めた県民の視点に立ったがん対策の実施
- 2 計画推進のための役割
- 3 感染症発生・蔓延時や災害時等を見据えた対策
- 4 がん対策の進捗状況の把握及び評価

- がん患者を含めた県民の視点に立って、がん対策を実施
- 県民に期待される役割
- 医療機関・事業主・医療保険者等に期待される役割

進捗状況の把握するため、指標を設定

- 〇 行政の役割
- 関係機関の連携により、被災者へ必要な医療が提供される体制の構築
- 各分野の施策が、分野別目標及び個別目標の達成に向けて効果をもたらしているか、 ロジックモデルを活用した科学的・総合的な評価を行う。ロジックモデルの各項目には、
- 本計画の進捗状況を適切に把握し、管理するため、3年を目途に中間評価を実施

5 計画の見直し